

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、80,754人（平成30年4月1日現在：住民基本台帳人口）であり、生産年齢人口の占める割合は61.1%（49,369人）で、少子高齢化が進行している。

本市は、かつて農業を産業の基盤とするまちであったが、首都から約90kmの圏内に位置する有利な立地条件のもとで、工業団地の整備と企業誘致を進め、4つの工業団地と1つの産業団地を有し、約90の企業が立地している。現在の産業構造は、第1次産業9.9%、第2次産業37.9%、第3次産業52.2%（27年国調）となっている。

中小企業者数は、約1,600社（法人市民税納税義務者数）で、事業種目の占める割合は、卸売・小売業・飲食店27.7%、サービス業21.7%、建設業18.5%、製造業15.0%、不動産業6.7%、運輸・通信業5.5%、その他4.9%となっている。

なお、現在、「真岡市中小企業・小規模企業の振興に関する条例」（平成30年4月1日施行）に基づき、中小企業振興に必要な施策を計画的、総合的に推進するための計画の策定を進めている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、北関東地域における中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、計画期間中に15件の先端設備導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画における先端設備等の種類は、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規

則第7条第1項で規定する先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、本市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定にあたっては、人員削減を目的とした取組は対象としない。

また、公序良俗に反する取り組みや反社会勢力との関係が疑われる者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（同居する親族がある場合にあっては、当該親族を含む。）及び市税等を滞納している者が営む場合も同様とする。

なお、その他市長が不適當と認める場合、本計画の認定対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。